



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学部と北海道町村会の連携・協力
Author(s)	高橋, 英一
Citation	公教育システム研究, 1, 157-167
Issue Date	2001-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22058
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_P157-167.pdf



北海道大学法学部と北海道町村会の連携・協力

高 橋 英 一

目 次

はじめに

1. 組織の歴史と概要
2. 連携・協力の実態
3. 連携・協力の課題
4. 今後の展望

<資料>北海道地方自治土曜講座カリキュラム

はじめに

現在国立大学は様々な課題を抱え、従来のように学術の世界のみに開かれているのではなく、社会の様々な組織・集団との関係を構築し、その成果を積極的に生かすことが求められている。その中でも、従来希薄だった立地する地域社会という視点を取り入れた事例として考えられる北海道大学法学部と北海道町村会の連携・協力に関する実態を検討した。

その際に実態を把握するために2000年10月4日に北海道大学大学院法学研究科教授の神原勝氏、同年10月12日に北海道町村会企画調査部の小山裕氏及び北海道ニセコ町役場から北海道大学大学院法学研究科修士課程公共政策コースに派遣中の福村一広氏、同年10月18日に北海道大学大学院法学研究科教授の山口二郎氏に対して聴き取り調査を行った。

1. 組織の歴史と概要

(1) 北海道大学法学部について

北海道大学法学部は1947年に設置された法文学部をその前身とする。1953年には法学部として独立すると同時に大学院法学研究科を設置した。近年では1992年の修士課程の専修コースと研究者養成コースへの分割、1995年の学部一貫教育体制の発足に伴う履修コース制導入などの教育改革、2000年の大学院重点化に伴う研究部制度の発展的な解消による高等法政教育研究センターの発足などの改革を経て現在に至っている。

2000年現在では5基幹講座（民事法・公法・刑事法社会法・基礎法学・政治学）と1協力講座（高等法政）に教授41名、助教授18名、講師3名、助手19名の教官、事務長以下15名の事務官というスタッフを抱え、学部入学定員220名、大学院修士課程入学定員58名、大学院博士課程入学定員29名の学生から構成されている。具体的な特徴としては「充実した教育スタッフ」と「恵まれた学習環境」が挙げられることが多い。

以上のような学部であるが、従来学術研究の面では、優れた業績をあげ、その卒業生も各界で高い評価を得ていた。しかし、その立地する北海道という地域の視点で見た場合に果たして同様の評価を得られるのかとなると疑問符がつくことは否めない。教官の研究志向に関して、教授の神原勝氏が以下のように語っている⁽¹⁾。

従来国立大学であれば、地域問題を素通りしてきた面が強かったと思います。先生方もたまたま職場が北海道にあるだけで、どこかの大学に移れば別にそのことの心理的抵抗はない、という形だったと思います。

大学の側からすれば、地域社会の重要性というものを、あまり研究の射程範囲にない、天下国家を論じるのが大事なのであって、地域という瑣末な問題は研究の対象としても自らの学問領域においてもあまり意味を持たなかった。

このような認識を多くの教官が共有しているもとでは、十分な地域への利益還元が行われるはずもなく、例え学界等では高い評価を得たとしても大学が立地する地域からの評価が高まることはあり得ない。

しかし、その体質は積極的に地域社会の問題にも発言する教官の姿が目立つようになるなど変化の兆しを見せつつある。そして、そのことが北海道町村会との連携・協力にもつながっていったのである。

(2) 北海道町村会について

北海道町村会は1922年に創立された北海道町村長会をその前身として、1948年に現在の名称に変更されると共に、道内町村の総合的な連絡調整機関として位置づけられた。活動内容としては町村職員のための研修事業、共済・保険事業などがあったが、重点は全国的に見て遅れていた基盤整備を実現するために、町村の要望を取りまとめて中央省庁や北海道庁への要請・提言を行う政務活動に置かれていた。

政務活動で中央省庁や北海道庁に町村の声を反映させ、一定の成果をあげてきたが、地方分権の声が高まると共にその転換が迫られ、大きな転機を迎えることとなる。そのきっかけは1991年に専務理事に北海道庁を退職した川村喜芳氏が就任したことにある。北海道庁時代に自治研修所所長を務めた経験などを踏まえて、町村職員の力量形成という問題に関心を有していたことから続々と改革案が企画されるようになる。

現状を把握するために行われた町村の助役に対するアンケートで「町村が抱える共通の問題を調査分析する機能を町村会で持ってほしい」という意見があったこと、あるいはある町の町長が政務活動の一環として中央省庁に対して行った陳情の際に指摘された課題に反論できずに「町村会でもこういう問題については日頃よく理論研究をしておかないとダメですね」と言っていたことなどが改革の発端となる。そして最終的に川村氏が感じたのは町村の連絡調整にあたるはずの町村会自体に現場の町村に関するナマの情報やデータが意外に少ないということであった⁽²⁾。

以上のような問題を解決するために、そして町村会が独自の主張を持ってその役割を発揮するために、1992年に調査広報室（現在の企画調査部）という新たなセクションが新設され、それまでの活動とは一線を画する新たな取り組みとして調査研究事業が開始された。

これらの事業は全国的に見ても町村会という自治体連合組織が取り組んだ事業としては極めて異色であった。他都府県ではまだ町村会というのは「陳情団体」の色が濃く、北海道町村会が取り組み始めたような事業は町村会の事業としては馴染まないという考えが支配的であった。そのことに関しては以下のような声がある⁽³⁾。

各県の町村会でも調査研究事業をやっているところはほとんどないでしょうし、全国町村会にも調査部という組織はありません。これは結局、団体の在り方についての考え方によることなんでしょうと思います。つまり、町村会というのは運動団体なのであって、調査研究と言うのは別な組織の役割だという考え方なんじゃないかな。町村会はその役割分担としては「運動」に専念すればよいということなんでしょう。

「調査研究」に専念する団体と「運動」に専念する団体とが一体となり、相互に密接に連携を

とって運動が調査分析の結果を踏まえて展開され、研究の成果が運動に実るということならそれで良いのですが、一つの組織が出来て組織に人が張りつき、その人が代替わりしていきますとお互いが他人の関係になってしまう、それぞれがそれぞれの組織の論理で動いてしまう、ということがあるんですね。

私は町村会が本当に説得力のある運動、効果的な政務活動を展開するためには、きちんとした調査研究の裏付を持たなければならない。そのために、やはり町村会自身の中にそういう組織を置かなければならないのではないかと考えております。

そして、そのような認識に立った各種の事業は、いずれも北海道大学法学部を始めとする北海道内の大学の協力によって実現することになるのである。

(3) 自治体職員の政策研究グループについて

そのように町村会が調査・研究事業に乗り出す一方で、町村職員の自主的な政策研究グループが北海道内で結成され始めた。その先駆けとなったのは1988年に北海道大学法学部教授の木佐茂男氏のもとに、札幌市近郊の自治体職員が集まり、行政法理論・研究と実務の接近、実務の法的水準の向上を目的として発足した札幌地方自治法研究会である。同会の活動内容は判例研究、政策担当者の報告、関係書の書評、プロジェクト研究などである。

この他にも北海道内の各市町村に同様のグループが生まれ始めた。そして、これらのグループに対して、北海道町村会が資金面等で援助を行い、北海道大学法学部も教官が顧問として活動に協力するといった形で、それぞれ支援が図られている。これらのグループを中心とする学習熱の高まりが、北海道町村会の新事業を後押しするひとつの要因ともなり、更にその事業によってグループのネットワークが広がるようになるのである。

2. 連携・協力の実態

北海道大学法学部と北海道町村会が、連携・協力して行っている事業の中から代表的なものとして、町村職員大学院派遣事業（以下大学院派遣事業）と北海道地方自治土曜講座（以下土曜講座）に着目した上で検討した。

(1) 町村職員大学院派遣事業

開始する契機となったのは、大学院法学研究科修士課程に1992年に従来の研究者養成コースとは別に専修コースが開設されたことである。専修コース自体は以下のような目的⁽⁴⁾を有している。

原則として2年間の在学期間のうちに必要な講義・演習等を履修し、リサーチ・ペーパーを提出することによって、修士（法学）の学位を取得することを目的とするコースです。博士後期課程に進学して研究者になるのではなく、民間企業、実務法曹、公務員、国際的職業人など、実社会の第一線で活躍をめざす、そんな人たちのためのコースです。

本コースは開かれた大学院を理念としており、大学学部卒業生はもちろんのこと、すでに実社会で活躍している社会人など、多彩な人材を受け入れます。さまざまなバックグラウンドをもった学生が互いに交流し、刺激しあうことによって、研究学習の効果が上がることが期待されています。

同コースは高度法学、企業法務、公共政策、国際総合の4コースから構成され、北海道町村会は1994年度から毎年1名ずつ北海道内の町村職員を公共政策コースの大学院生として派遣している。公共政策コースに関しては以下のような説明⁽⁵⁾がなされている。

行政をとりまく環境変化のなかで、政策立案に必要な知識や技法も高度化しています。このコー

スでは、中央・地方の政府における政策立案に必要な技術・知識を養成することを第一の目的としています。しかし、政策を作る側だけでなく、ジャーナリズムや市民運動など社会の側の視点に立って政策を評価するために必要な知識を重視します。既に行政実務に携わるなかで問題に直面している人、よりよい政策を求めている人々の入学を期待します。

そのような目的を有するコースに町村職員を派遣するのは、意欲ある町村職員に「住民から提起される問題を敏感に受け止める時代感覚や地域の課題を分析し、政策に組み立てていく能力、高度の専門知識」⁽⁶⁾を養うためである。

現在、応募条件は実務経験 2 年以上で概ね 40 歳以下としていて、大学卒業であれば学部は問われず、過去に派遣された職員の学歴を見ても、文学部、農学部など必ずしも法学部出身者ばかりではない。

そして、公共政策コースでは具体的には以下のような教育⁽⁷⁾が展開されている。

アメリカやヨーロッパで高度な行政官の育成のために蓄積された公共政策論、公共選択などの講義と演習を中心とします。外国語の文献を読みこなすだけでなく、都市開発や町づくりの実態を分析するためのフィールドワークも行い、理論と実務の統合をめざします。コンピュータを用いた政策分析の実習も行います。

つまり派遣される町村職員は、純粋に学問を追究するのではなく、修士課程を終えた後には、町村役場の第一線に復帰することを考慮して実践と結びついて、現場で活用できる知識の習得が目標とされているのである。当然修了時に提出された修士論文は研究成果を実務に生かすようなテーマ⁽⁸⁾が選択されている。

その他の特徴としては、北海道庁や札幌市役所で行われている大学院派遣が、完全に現在の職場を離れ、研究に専念するのに対して、現在所属している町村役場から北海道町村会へ出向の形を取り、実際に調査企画部の一員として各種業務に関わっていることが挙げられる。よって大学院に関わる費用は北海道町村会の負担となっている。北海道町村会での業務は政策情報誌「フロンティア 180」の取材・編集、政策懇談会、政策研究チーム議論、結果の整理・分析などであり、大学院での研究に直結するというメリットがある。

以上のように町村職員大学院派遣事業は、その特色を生かしながら町村職員を育成するという目的を果たすべく継続されている。そして、修士課程を修了した職員は地元の町村役場に復帰すると共に、土曜講座や町村職員による政策研究グループへ積極的に参加するといった成果を十分に発揮している。

(2) 北海道地方自治土曜講座

1994 年に町村職員による政策研究グループのひとつである道央圏町村職員政策研究会が町村職員の研修に関する実態を調査した。それによると、勤続 10 年未満で初任者研修以外の研修を受けたことがない職員が 6 割を超え、北海道町村会が北海道庁の北海道自治政策研修センターに委託して行う研修、あるいは全国の自治体職員が対象となる自治大学校や市町村中央アカデミーの研修などを含めても、各種の研修機会を経験できるのは年間 1000 人程度であり、約 3 万人を数える北海道内の町村職員は計算上では 30 年に 1 度しか研修を受けられないという実態が明らかになった⁽⁹⁾。

北海道町村会は地方分権という時代を背景に、町村職員に政策形成能力を中心とするより高い能力の獲得が求められている中、このような状況に危機感を覚えた。1994 年より大学院派遣事業も開始されていたが、定員枠は毎年 1 名で学ぶ機会が限られていた。それを補い、少しでも多くの自治体職員に大学院レベルのエッセンスに触れてもらい、意識の向上を図りたいという議論を経て 1995 年に土曜講座が開始された。契機となった提起⁽¹⁰⁾を踏まえて、専務理事だった川村喜

芳氏が「大学と連携した自治体職員の勉強会のようなものを継続して出来ないものかという漠然とした問題意識は以前から持ち続けていた」⁽¹¹⁾こともあり、構想が練られた。大学側の受け入れ先としては、自治体職員の政策研究グループにも協力していた北海道大学法学部教授の木佐茂男氏が協力を表明していたが、現実には会場、講師などをめぐって依然として問題は残っていた。そこに渡りに船とも言うべき形で、1994年に「北海道地域リカレント教育推進事業」⁽¹²⁾への参加が呼びかけられた。

同事業の学習コースのひとつとして行われるという体制は1996年度で終了したが、高い人気を博したことから継続され、毎年5月から10月までの毎月1回土曜日に北海道大学を会場として講義を行っている。

カリキュラムの内容は二種類に大別できる。ひとつは開始当初に、そのほとんどを占めていた研究者による理論紹介である。その内容は年数を経るにつれて徐々に変化してきており、初期の頃に目立った地方自治に関する総括的な講義に代わって、現在は個別の専門的な理論の講義が中心になっている。例としては環境・農業・福祉などの具体的政策、財政、政策法務、情報公開、政策評価など幅広い分野に及んでいる。このように内容が変遷を遂げた背景には、総括的な講義だけでは自治体が抱える複雑化した問題には対応できないという自治体職員の声があったものと思われる。

もうひとつは近年急速にその割合を高めている自治体の首長・職員・議員による実践の紹介である。こちらも当初は首長によるその自治体の全般的な紹介が中心だったが、最近では第一線の職員・議員による個別の課題に応じた内容の紹介が中心となっている。このような傾向のカリキュラムであるが、今後は理論・実践の両面共に、より具体的で解決を要する課題に応じた内容の講義が展開されていくことが予想される。

参加者は年1万円の受講料を自己負担して参加しており、その数は1995年度の360人から、評価が高まった1996年度は824人と倍以上に膨れ上がった。1997年度からは定員を原則400人としたことと、各地域ごとの講座も開講され始めたことから落ち着き、450人程度で推移している。参加者の内訳は年により変動はあるが町村職員が最大の割合で、続いて多い市職員も合わせると毎年70%から80%の割合を占めている。この他には道職員が10%から20%を占め、残りは地方議会の議員や一般市民となっている。

参加者数からもうかがえるように、折からの地方分権の時流に乗って自治体職員の学習熱が高まっていたこともあり、大きな反響を呼び、参加者を含めて様々な評価があるが、代表的なものとしては以下のようなもの⁽¹³⁾が挙げられる。

「土曜講座」の質は、従来の集合研修の質とは明らかに違う。個別の法制度知識として学ぶのもなければ、組織が要請する能力開発やマネジメント技術の習得でもない。今日の自治の全体像と自治体職員としてのアイデンティティをつかみとり、そこからわが市町村のまちづくりを担う主体たるべくいかに自己形成していくか—こうした問題意識に根ざした学習運動として「土曜講座」は定着しつつある。

「土曜講座」の事実としての圧倒的なインパクトが、従来の「研修」イメージを大きく変えた点である。すなわち、既存の研修所等で受ける研修の他にも多様な研修の形がありうることを、「土曜講座」を通して知ったのである。まさに、「研修機会の多様性」の実例といえる。自分たちが知りたい事項や学びたいテーマについて、自分たちが選んだ講師を招いてじっくりと話を聞く。そうした研修を可能にする具体的方法と経験を手に入れたのである。

そのような評価を受けている土曜講座であるが、札幌のみの開催ということで遠隔地からの参加の厳しさを訴える声が相次いだことから、早速1996年度から北海道内の各地域別の講座が開講され、この5年間に北海道内の大半の自治体が余裕を持って日帰りできる範囲で講座が行われ

るようになった。このような地域別の講座は、カリキュラムも札幌と同水準の講師を招聘し、地域に即した課題を追求する講義を展開している。

また、講座の発展形として 1995 年に北海道自治体学会が設立された。一般的な学会と異なり自治体職員を中心としており、その姿と役割⁽¹⁴⁾とは以下のようなものである。

自治体職員が中心ですけれども、その他に議員、市民、研究者が相互に地方自治の問題を研究して理論化して実践するという、いわば理論と実践の架け橋になるような学会が作られたのです。

(中略) メンバーは土曜講座の受講生と重なってしまっていて、土曜講座(の役割)は(地方自治に対する問題意識を有する人々の)裾野を広くするという点ですけれども、自治体学会はもう少し理論レベルも高めて山を高くするというような対応関係にあると思います。

その他に、北海道内各地の自治体職員による政策研究グループが増加し、そのネットワークも拡大した。その意味では土曜講座は個別の自治体職員の力量を高めたという側面と共に、その職員同士をつなぐネットワークを形成するのに貢献したという一面も強い。

3. 連携・協力の課題

(1) 町村職員大学院派遣事業において

大学院派遣事業に関しては、ニセコ町役場から北海道大学大学院法学研究科に派遣され、2000 年現在大学院修士課程 2 年の福村一広氏は、以下のように語っている⁽¹⁵⁾。

今大学でやっていることと、地元で実際に行われている行政とのギャップというのかな？そういうものについての視点は見えるようになってきたよね。それと先生方との交流を通して、先生うちの町との関わりが深くなってきたというのはあるよね。ただ学問も生き物だから常に理論というのは変わっていついて、今ちょうど時期的に行政自体が法律的にもそうだし制度的にも非常に動いている時代だから、大学で議論していることがすぐに実践に役立つとは思わない。ただそういう情報と時代の流れを学ぶということについては有意義だと思うけれどね。だから大学で学んできたことはすぐに 100% 生かすのではなくて、大学ではそういう流れをどうつかんできているのか、今どういう流れで話し合われているのかということのを的確に捉えられているという部分、捉え方という部分においては非常にためになると思う。だから帰ってからもそういう時代の流れだとか議論の流れを的確に押さえられる捉え方というのは身につけているのかなという気はするけど。

この内容からは大学院の実情としては知識そのものより、その背景にある考え方を習得していることが推測できる。実践に役立つ知識の習得を目指す公共政策教育が謳われてはいるが、やはり実務とのギャップは埋めきっていないことをうかがわせる。但し、現在は行政や法律をめぐる状況の急激な変動により、大学院で伝える知識自体が確定しない時代であることを考慮すると、必ずしも知識の習得にこだわるのではなく、その変動の流れをつかむことに力点を置くのも一案ではないかと言える。そのことが現場の第一線で日常業務に追われ、失いがちになる大局的な視野の獲得にもつながるのではないだろうか。

(2) 北海道地方自治土曜講座において

直面したのが一方的な講義スタイルという点だった。毎年 500 名近い受講者を抱えるという人数の問題がある以上、講義形式しか採り得なかった現実はある。しかし、その結果として講師や受講者同士の交流が図れないといった課題が目立っていた。そこで考え出されたのが毎年 1 回ではあるが「サマーセミナー」という 1 泊 2 日の合宿形式である。通常の講座では講義のみで終了するところを、昼は複数の講義を行い、夜はその講義を担当した講師を囲む議論の場を設けることで、意見の交流を図っている。更に進んだ形としては、一部の地域別講座が従来の講義形式か

ら小人数によるゼミ形式に変更することで、積極的な意見の交換を狙っている。

また講義内容に関しても課題は多い。要望を受けて理論中心から実践中心へ、また総論から専門的な話題へと転換を図る一方で、1999年度と2000年度の受講申し込み時に行われたアンケート調査で、受講者の約半数が初めての受講ということが明らかになり、受講者の水準にばらつきがある以上、容易に水準を上げられないというジレンマも抱えている。

4. 今後の展望

個別の事例に即した課題に加えて、それ以上に重要なのがそれらの事業の結果をいかに実務に反映させるのかということであり、以下のような指摘⁽¹⁶⁾がある。

「勉強ばかりやって何になる」という声が聞こえます。そのとおりです。

土曜講座を始めた年、取材に来た朝日新聞編集委員の大和田健太郎さんから「自治体職員がよく勉強していることは解ったが、単なるお勉強会ということではなく、どこかの自治体で何か具体的に改革に手を付けているという事例はあるんですか」と聞かれて、ハタと返答に窮したことがあります。土曜講座で地方分権や政策のことをどんなに一生懸命勉強しても、勉強会で終わってしまったのでは何の意味もない。問題は、その成果がどう現われるのかということなのです。

そして、厳しく講座の意義を問う声に対しては以下のように答えている⁽¹⁷⁾。

私は、この土曜講座をきっかけにして地域の足元から一つでも二つでも具体的な改革に手を付けてほしい。小さなことでもいい、毎日の仕事のやり方をちょっと変えてみるだけでもいい、小さな改革であっても、それを倦まずたゆまず継続して、着実に積み上げていけば、それはやがて大きな自治体の改革に繋がっていくはずだ。この土曜講座を単なる「お勉強会」に終わらせないでほしいと訴えました。

このような声に応える形で、北海道内の自治体では現在急速に行政全般の改革が進められている。その事例として最も有名なのは北海道ニセコ町である。同町の逢坂誠二町長は、35歳の若さで町役場の係長を辞して町長に当選した異色の首長である。同氏は役場職員の時代から土曜講座等の事業に自ら参加しており、当選後、積極的に行政の手法・システムに関して大胆な改革⁽¹⁸⁾を進めている。そして、同町の取り組みに一貫しているのは行政中心から町民中心への発想の転換である。そのために志ある一般の町民が積極的に町の行政運営に参画できるシステム構築にも取り組んでいる。

ニセコ町における改革の進展からは土曜講座を始めとする各種事業を生かしながらも、その水準を上回る勢いが感じられる。特に自治体職員のみならず広く志を持った町民の力を活用しているのは、北海道大学法学部と北海道町村会との閉じられた関係では、対応するのが困難な視点ではないだろうか。

つまり、現状の取り組まれている事業では研究者と、自治体職員の間では一定の交流が見られるようになったものの、一般市民にまではその範囲は及んでいないと言えない。求められるのは本稿で検討した事例によって築かれつつある自治体職員同士あるいは研究者と自治体職員とのネットワークを一般の市民にまで拡大することで、議論の幅を広げ、地方分権の時代にふさわしい政策の創造を進めることではないかと言える。

⁽¹⁾ 2000年10月4日の聴き取り調査での発言

⁽²⁾ 川村喜芳『自治の現場から 北海道町村会とわたし』p33・北海道自治体学会・1998

- (9) 注 (2) p34,35
(4) 北海道大学大学院法学研究科修士課程専修コース・2000年度版パンフレット
(5) 注 (4) に同じ
(6) 川村喜芳「町村職員の大学院派遣と研究活動支援－『地方分権』の時代を担う町村職員の能力開発－」(『月刊自治フォーラム』422号 p106・地方自治研究資料センター・1994)
(7) 注 (4) に同じ
(8) 「町村職員研修に関する一考察」「分権時代の高齢者福祉政策」「地方分権時代における小規模町村の自治」「小規模自治体の職員像」「分権時代における自治体の政策技術」など
(9) 桑原隆太郎・嶋田浩彦「北海道『土曜講座』の定着」(木佐茂男・五十嵐敬喜・保母武彦『地方分権の本流へー現場からの政策と法ー』p180,181・日本評論社・1999)
(10) 山田達雄「大学と自治体が連携した公開講座」(『月刊自治フォーラム』422号 pp27-34・地方自治研究資料センター・1994)
(11) 川村喜芳「町村職員の能力開発－北海道町村会の取り組みから－」(『月刊自治フォーラム』452号 p40・地方自治研究資料センター・1997)
(12) 『北海道リカレント教育推進事業実施報告書』北海道リカレント教育推進協議会・1997
(13) 注 (9) p181,182
(14) 2000年10月4日の聴き取り調査での発言
(15) 2000年10月12日の聴き取り調査での発言
(16) 注 (2) p29
(17) 注 (2) p29,30
(18) 逢坂誠二『自治の課題とこれから』北海道町村会・1999

<資料>

【北海道地方自治土曜講座カリキュラム】(肩書は当時)

【1995年度】

<第1回>6月3日

北海道大学法学部教授・神原勝「現代自治の条件と課題」

<第2回>6月24日

北海道大学法学部教授・森啓「自治体の政策研究－行政の文化化と国際化－」

<第3回>7月22日

北海道大学法学部教授・山口二郎「現代政治と地方分権」

前北海道鷹栖町長・小林勝彦「地域福祉の先駆自治体」

<第4回>8月19日

北海道大学法学部教授・畠山武道「行政手続と市民参加」

北海道池田町長・大石和也「まちづくりの情報戦略」

<第5回>9月23日

北海道大学法学部教授・間島正秀「地域経営の視点と人材・能力開発」

北海学園大学法学部教授・佐藤克廣「自治と参加－アメリカの事例から－」

<第6回>10月28日

北海道大学法学部教授・木佐茂男「自治体法務とは何か」

<第7回>11月25日

北海道町村会常務理事・川村喜芳「自治体職員の政策開発」

【1996年度】

<第1回>6月1日

元内閣官房長官・五十嵐広三「まちづくりと国づくり」

北海道大学法学部教授・山口二郎「自治体デモクラシーと政策形成」

北海道大学法学部教授・森啓「自治体理論とは何か」

<第2回>7月6日

北海学園大学法学部教授・佐藤克廣「地方政府の多様化と地方自治」

北海道大学法学部教授・木佐茂男「世界の地方自治の潮流－欧米・アジア・日本－」

<サマーセミナー>8月17日・18日

北海道大学法学部教授・森啓「市民の時代の首長・議員・職員の関係」

北海道大学法学部教授・間島正秀「政府間関係を考える－開発集権型から成熟分権型へ－」

北海道大学法学部教授・山口二郎「日本の政治の行方と地方自治」

札幌大学法学部助教授・福士明「自治体法務論の現状と課題」

北海道大学法学部教授・田口晃「ヨーロッパ・都市の政治史」

新得共働学舎・宮嶋望「これからの社会が必要としている地方の姿」

<第3回>9月7日

元北海道美深町長・西尾六七「地方自治について思うこと」

北海道大学法学部教授・中村睦男「憲法と地方自治」

北海道立寒地住宅都市研究所長・千葉純「まちづくりの目指すもの」

<第4回>10月5日

北海道由仁町長・斉藤外一「まちづくりの現場から－その縦軸と横軸－」

北海道大学法学部教授・島山武道「環境問題と当事者－法律編－」

北海道教育大学岩見沢校助教授・相内俊一「環境問題と当事者－政治編－」

<第5回>11月2日

北海道町村会情報センター次長・笹谷幸一「市町村の行政情報システム構築に向けて」

北海道大学法学部教授・神原勝「市民自治の制度開発」

【1997年度】

<第1回>5月31日

北海道大学法学部教授・森啓「行政の文化化－分権時代の政策水準－」

北海道奈井江町長・北良治「町村行政と道庁改革」

<第2回>7月5日

神戸大学法学部教授・阿部泰隆「政策法務と条例」

東京都三鷹市企画部長・岡田行雄「政策法務と自治体」

<サマーセミナー>8月2・3日 *フォーラム(分権時代の自治体職員)

北海道教育大学岩見沢校助教授・相内俊一「自治体のサイズと政策過程－『市民の意思』をめぐる諸問題－」

北海学園大学法学部教授・佐藤克廣「道政改革と地方自治」

東京大学法学部教授・西尾勝「地方分権推進委員会の成果と限界」

北海道大学法学部教授・田口晃「町村の直接民主政－ヨーロッパの場合－」

北海道大学法学部教授・島山武道「産業廃棄物問題を考える」

<第3回>9月6日

北海道大学法学部教授・神原勝「自治体計画の理論と手法」

東京都分寺市保健福祉施設等整備室長補佐・小口進一「自治体施策の原価計算と事務事業別予算」

<第4回>10月4日

中小企業家同友会専務・大久保尚孝「自治体経営に望むもの」

北星学園大学社会福祉学部教授・横山純一「地方分権と地方財政」

<第5回>11月1日

北海道大学法学部教授・木佐茂男「地方分権と自治体職員」

北海道大学法学部教授・山口二郎「比較してみる各国の地方自治」

【1998年度】

<第1回>5月30日

北星学園大学法学部教授・森啓「議会活動とまちづくり」

北海道ニセコ町長・逢坂誠二「自治の課題とこれから」

<第2回>6月27日

島根大学法文学部教授・保母武彦「内発的発展による地域産業の振興」

北海道大学経済学部教授・金井一頼「地域の産業をどう育てるか」

<第3回>7月25日

日本総合研究所主席研究員・宮脇淳「金融改革と地方自治」

北海道大学法学部教授・山口二郎「ローカルデモクラシーの統治能力ー財政危機の中の政策選択ー」

<サマーセミナー>8月29・30日 *フォーラム（情報公開制度と政策評価を巡って）

北星学園大学法学部教授・佐藤克廣「政策立案過程への『戦略計画』手法の導入」

日本消費者連盟運営委員・神原昭子「市民から自治体に望むことー参加と対話の行政をめざしてー」

北海道総合企画部政策室長・磯田憲一「『変革の時』に思うこと・願うこと」

中央大学法学部教授・辻山幸宜「分権時代の自治制度ー自治基本法の構想ー」

ジャーナリスト・大和田健太郎「地方分権ー国内外の状況・産業廃棄物問題を考えるー」

<第4回>9月19日

神奈川県福祉部福祉政策課主査・磯崎初仁「分権時代の政策法務」

東京都立大学名誉教授・兼子仁「地方分権と法解釈の自治」

<第5回>10月24日

北海道大学法学部教授・今井弘道「市民的自治思想の基礎」

東京都小金井市福祉保健部長・加藤良重「少子・高齢社会と自治体の福祉法務」

北海道地方自治研究所研究員・辻道雅宣「自治基本条例について」

【1999年度】

<第1回>5月29日

北海道東川町長・山田孝夫「分権の虚像と実像」

関東学院大学経済学部教授・鳴海正泰「自治と分権の政治学ー自治体改革の軌跡と展望ー」

<第2回>6月19日

立命館大学政策科学部教授・宮本憲一「公共政策と住民参加」

北海道士幌町長・小林康雄「農業を基軸としたまちづくり」

前北海道沼田町長・篠田久雄「これからの北海道農業とまちづくり」

<第3回>7月24日

岩手県藤沢町長・佐藤守「住民自治によるまちづくりー自治の中に自治を求めてー」

龍谷大学社会学部助教授・池田省三「介護保険と地方分権」

空知中部広域連合参与・大西幸雄「介護保険と広域連合」

<サマーセミナー>8月28・29日 *フォーラム（分権型社会と議員の役割）

北海学園大学法学部教授・森啓「公共政策と市民・職員の協働」

東京大学名誉教授・篠原一「分権型社会と条例づくり」

北海学園大学法学部教授・佐藤克廣「自治体における政策評価の課題」

北海道厚岸町議会議員・室崎正之「小さな町での議員と自治体」

<第4回>10月2日

北海道大学法学部教授・木佐茂男「地方自治を実現するために法が果たすべきこと」

千葉大学法経学部教授・鈴木庸夫「改正地方自治法とアカウンタビリティ」

<第5回>10月30日

北海道大学法学部教授・宮脇淳「財政運営と公会計制度－地方自治と社会資本の視点から」

北海道恵庭市立図書館長・林嘉男「自治体職員の意識改革を如何にして進めるか」

北海道大学法学部教授・神原勝「道政改革の検証」

【2000年度】

<第1回>5月27日

北海道大学大学院法学研究科教授・高山武道「自治体環境政策の理論と実践」

法政大学名誉教授・松下圭一「自治体政策をどのようにつくるか」

<第2回>7月1日

北海道大学大学院法学研究科教授・山口二郎「分権の可能性－スコットランドと北海道」

北海道大学大学院法学研究科教授・宮脇淳「機能重視型政策の分析過程と財務情報」

<第3回>7月29日

北海学園大学法学部教授・佐藤克廣「自治体の広域連携」

北海道白老町長・見野全「分権時代における地域経営」

北海学園大学法学部教授・森啓「上からの町村合併をハネ返す力」

<サマーセミナー>8月19・20日 *フォーラム(市民・議員・職員のまちづくりの『実践』における『理論』の意味)

法政大学名誉教授・田村明『『自治体学』のすすめ』

北海道登別市議会議員・松山哲男「市民・行政・議会のパートナーシップを目指して」

北海道大学大学院法学研究科教授・古矢旬「アメリカン・デモクラシーと地方分権」

<第4回>9月9日

北海道大学大学院法学研究科教授・井川博「改正地方自治法と自治体の自立」

東京大学大学院経済学研究科教授・神野直彦「分権型社会の地方財政」

<第5回>10月7日

宮崎県綾町社会教育指導員・森山喜代香「自然と共生したまちづくり」

北海道ニセコ町環境衛生課長・片山健也「自治体の現場から－情報共有を考える－」

北海道大学大学院法学研究科教授・神原勝「支庁改革とは何か」